

## 意見募集で寄せられた意見の概要及びこれに対する考え方

(別紙)

No.	項目	意見の概要	同旨の意見数	考え方
消費者契約法施行規則及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案				
1	消費者契約法施行規則第8条第2項関係	議事録が非公開化されることにより、マスキング作業等の事務負担が軽減されるため、賛成である。	3	賛同の御意見として承ります。
2	消費者契約法施行規則第8条第2項関係	議事録の非公開化は、事務負担の面で現行規定に比して改善されるという点では評価できる。しかし、そもそも議事録の提出は消費者契約法第14条第2項第4号の体制整備確認書類として現行の「適格消費者団体の認定・監督等に関するガイドライン」2(3)ウで「例えば」として記載されているにすぎない。さらに、特定適格消費者団体については、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(以下「特例法」という。)第66条第2項第4号では同じく体制整備確認書類の提出が規定されているが、特例法施行規則第10条第2項や特定適格消費者の認定監督に関するガイドラインでは「例えば」として体制整備確認書類として議事録の提出は記載されていない。これは、業務計画書や体制整備書類等議事録以外の書類により特定認定の判断が可能と考えられているからである。そのため、適格消費者団体の事務負担の軽減のためには、特定適格消費者団体と同様にそもそも議事録の提出を不要とすべきである。	3	適格消費者団体の認定に際しては申請者の活動内容及び体制整備の状況を十分に審査する必要がある、そのためには議事録の提出が不可欠と考えられることから、原案を維持させていただきます。
3	消費者契約法施行規則第12条第3項・消費者裁判手続特例法施行規則第14条第3項関係	軽微な変更があった場合においても届出をすることは適格消費者団体にとって事務負担増加の原因の一つであるところ、本改正により事務負担が軽減されるため、賛成である。	6	賛同の御意見として承ります。
4	消費者契約法施行規則第28条関係	適格消費者団体が相手方事業者に対して改善の申入れを行い、事業者が改善を行う場合には、消費者契約法第41条に基づく請求及びこれに基づく改善のみならず、様々な段階、経緯、類型がある。事案としても様々なケースが想定されるところ、「相手方との間の協議が調ったと認められるもの」という規定は抽象的であり、どのようなケースが「協議が調った」となるのかわからない。また、「協議が調った」との認定主体が消費者庁であると考えられるところ、規定が抽象的であるため、適格消費者団体の判断と消費者庁との判断とが異なることが想定される。そのため、適格消費者団体としては、どのようなケースが公表されるのかわからない不明であり事業者との交渉時にも支障が生じる上、事業者にとっても想定外の事態となることも考えられる。そのため、適格消費者団体が実際に行っている申入れと事業者の対応の状況等を十分に踏まえた上で、どのような場合、どのような内容を公表対象とするのか慎重に検討することが必要である。今回の改正案についてはその検討を怠っていないため、反対せざるを得ない。	4	消費者契約法第39条第1項の規定は、本来適格消費者団体による差止請求権の行使の成果といえるものを幅広く公表することを主眼としており、適格消費者団体による差止請求権の行使の結果として相手方と協議が調った場合はその概要等を公表すべきと考えられることから、原案の考え方を維持させていただきます。なお、協議が調ったものと認められる事案とは、適格消費者団体と相手方事業者との間で相互の譲歩なしに合意が成立したと認められる事案のことをいい、相手方事業者との協議が続いている事案や相手方事業者の対応を待っているような状況にある事案、今後の差止請求権の行使の可能性は否定しきれないが一旦協議を終了した事案などは、これには該当しません。こうした考え方については、今後、逐条解説等の中で明確にさせていただきます。
5	消費者契約法施行規則第28条関係	適格消費者団体による差止請求の実務においては、是正申入れに対する相手方の措置が必ずしも十分ではない場合であっても、人的・物的資源の限界や不当性の大きさ等を総合考慮した上で、事実上、一定の成果が得られたものとして終了とする場合が相当な割合を占めているほか、事業者の規模や対応状況を踏まえ、事業者への影響にも配慮して匿名により消費者に対して情報提供するなどの運用がなされている。このような場合でも「協議が調ったもの」として消費者庁の公表の対象となるとすれば、事案の選定から、事案解決の方法に至るまで、消費者庁に公表されることを前提としなければならなくなり、適格消費者団体による柔軟な運用の妨げになることは明らかであって、ひいては、差止請求制度の目的とする消費者被害の防止の実効性を損なう結果となりかねず、反対せざるを得ない。もっとも、本制度において消費者庁による公表がなされるのは、広く差止請求の成果を社会で共有することで消費者被害の防止に資するためと解される。したがって、「協議が調ったもの」についても、できる限り消費者庁による公表がなされることが望ましいと考えられることから、適格消費者団体が実務に支障を来すことがないと判断して公表を求めた事案について、事業者名を匿名にして業種のみを明らかにする等の柔軟な公表の方法を適格消費者団体が指定できるとすべきである。なお、本改正案は、適格消費者団体の実務への影響が非常に大きいにもかかわらず、当事者である適格消費者団体に対する趣旨説明や意見照会もないまま、意見提出期間がわずか1か月の意見募集に付されたものである。消費者庁として、差止請求の実務の実情を踏まえ、改正が及ぼす影響を慎重に検討すべきである。	1	消費者契約法第39条第1項の規定は、本来適格消費者団体による差止請求権の行使の成果といえるものを幅広く公表することを主眼としており、適格消費者団体による差止請求権の行使の結果として相手方と協議が調った場合はその概要等を公表すべきと考えられることから、原案の考え方を維持させていただきます。なお、協議が調ったものと認められる事案とは、適格消費者団体と相手方事業者との間で相互の譲歩なしに合意が成立したと認められる事案のことをいい、相手方事業者との協議が続いている事案や相手方事業者の対応を待っているような状況にある事案、今後の差止請求権の行使の可能性は否定しきれないが一旦協議を終了した事案などは、これには該当しません。こうした考え方については、今後、逐条解説等の中で明確にさせていただきます。

## 意見募集で寄せられた意見の概要及びこれに対する考え方

No.	項目	意見の概要	同旨の意見数	考え方
6	消費者契約法施行規則第28条関係	<p>当団体においては、事業者に対して差止請求を行うにあたって、①お問合せ、②申入れ、③第41条書面送付、④訴訟提起という4段階を経るものとしている。第1段階の「お問合せ」は、事業者に対し、契約書等の内容、商品の表示、勧誘方法などについて、事実関係の確認又は情報の提供を求めるものであり、問合せ及び回答の内容のみならず、問合せを行った事実についても、原則として、これを公表しないものとしている。ただし、「お問合せ」後において、当団体と対象事業者との間で協議がなされ、改善の内容等について公表することについての合意が成立した場合には、一定の場合を除いて、当該事業者の名称、合意が成立した内容及び合意の内容を公表するものとしている。「お問合せ」については、仮に、この段階において、対象事業者が何らかの改善を行ったとしても、当団体として改善すべき点を明示していない以上、合意が成立した場合を除いて、「お問合せ」によって改善がなされたものということとはできず、消費者契約法第23条第4項第9号にいう「相手方との間の協議が調った」場合には該当しないことから、内閣総理大臣への報告も行ってない。</p> <p>第2段階の「申入れ」及び第3段階の「第41条書面送付」は、いずれも差止めの対象となる事項を特定して、その改善を事業者に求めるものであり、消費者契約法第23条第4項第1号及び第2号に基づいて内閣総理大臣に対して報告を行うほか、一定の場合を除き、相手方である事業者の名称、申入れの内容及び理由、申入れに対する相手方事業者の回答を公表するものとしている。そして、これらの段階において、相手方事業者による改善がなされ、当団体においてその改善を受け入れるものと判断したが、相手方事業者と合意書を作成しない場合には、改善を受け入れて申入れを終結させる旨を相手方事業者に通知するとともに、原則としてこれを公表することとしている。</p> <p>このように、当団体は、消費者契約法第39条に基づく内閣総理大臣の公表よりも広範囲において、差止請求事案に関する情報の公表を規定しており、今回の改正案に係る事案についても、既に当団体独自にこれを公表しており、今回の改正は妥当なものである。</p> <p>これに対して、このような場合について内閣総理大臣による公表を行うのであれば、適格消費者団体との合意によらない非公表を前提とした事業者の改善を阻害することになるとして、今回の改正を消極的に解することも考えられる。しかし、第2段階である「申入れ」に至った事案については、その請求の内容及び理由を公表することにより、その公正さを担保すべきであり、原則として非公表を条件とした改善を受け入れるべきものではないと考えている。</p>	1	賛同の御意見として承ります。
7	消費者契約法施行規則第30条・消費者裁判手続特例法施行規則第24条関係	現在、適格消費者団体がPIO-NET情報の提供を受けるためには書類での申請が必要であるところ、電子メールでの申請を可能とすることは事務負担軽減の点から賛成である。	2	賛同の御意見として承ります。
8	消費者契約法施行規則第30条・消費者裁判手続特例法施行規則第24条関係	電子メールによる情報提供申請を可能とすることは手続が簡素化されるため事務負担軽減の点から賛成である。	4	<p>第一文は、賛同の御意見として承ります。</p> <p>第二文以下の御意見については、電子メールのやり取りにおけるなりすまし防止策としてどのような措置を講ずるべきかを、政府全体のサイバーセキュリティの在り方を踏まえて検討すると、原案のとおりとすることが適切であると考えられることから、原案を維持させていただきます。</p>
9	消費者契約法施行規則第31条第1項・消費者裁判手続特例法施行規則第25条第1項関係	<p>適格消費者団体又は特定適格消費者団体が、消費者被害の実態及び現在の被害の動向を把握するためには、申請時現在の急増指標情報が必要である。したがって、急増指標情報の提供を受けられることには賛成である。</p> <p>他方、急増指標情報の提供を受けるためには法施行規則第30条第1項第3号の「申請理由」が必要となり、同条第2項において「当該適格消費者団体が収集した情報の概要その他の申請を理由付ける事実等を具体的に記載しなければならない」とこととされている。申請時の法定記載事項として、具体的な取引方法、取引内容、業界等の記載が必要となれば、その時点で一定の制限された範囲の急増指標情報しか提供を受けられなくなり、急増指標情報の提供を求める目的が達成できない。</p> <p>そのため、急増指標情報については、申請を理由付ける事実等の記載は不要としたうえで、一定時期に配信される急増指標情報は適格消費者団体にそのまま提供すべきである。</p>	4	<p>第一・二文は、賛同の御意見として承ります。</p> <p>第三文以下の御意見については、申請を理由づける事実等は可能な範囲で記載すれば足りるものであることから、原案を維持させていただきます。</p>
10	消費者契約法施行規則第31条第1項・消費者裁判手続特例法施行規則第25条第1項関係	国民生活センターから適格消費者団体又は適格消費者団体に提供される情報として、PIO-NETによる統計的情報などを追加することは妥当である。そして、その申請に当たって、「差止請求に係る相手方の氏名又は名称及び住所」の記載が必要とされていることは適切である。しかし、なお「申請理由」について、「申請を理由付ける事実等を具体的に記載」することは困難であり、柔軟な運用を図るべきである。	1	<p>第一・二文は、賛同の御意見として承ります。</p> <p>第三文の御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
11	消費者契約法施行規則第31条第1項・消費者裁判手続特例法施行規則第25条第1項関係	急増指標情報は、適格消費者団体等がより実効性ある差止請求等を行うために極めて有用な情報であり、情報提供を受けることができるようになることについては賛成である。	1	<p>第一文は、賛同の御意見として承ります。</p> <p>第二文の御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>

## 意見募集で寄せられた意見の概要及びこれに対する考え方

(別紙)

No.	項目	意見の概要	同旨の意見数	考え方
適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂案新旧対照表				
12	2. (2)ウ関係	詳細な活動実績に関する書類の作成は適格消費者団体にとって多大な事務負担となっていた。事務負担軽減の点から、簡素化には賛成である。	6	賛同の御意見として承ります。
13	2. (3)ウ関係	議事録が公開対象であったことから、議事録の提出に際しては相手方事業者名等のマスキングを行う必要があり、適格消費者団体にとって多大な事務負担となっていた。当該事務負担が軽減されるため賛成である。	3	賛同の御意見として承ります。
14	2. (3)ウ関係	議事録の非公開化は、事務負担の点で現行規定に比して改善されるという点では賛成である。しかし、そもそも議事録の提出は消費者契約法14条2項4号の体制整備確認書類として現行の「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」2(3)ウで「例えば」として記載されているにすぎない。さらに、特定適格消費者団体については、特例法66条2項4号では同じく体制整備確認書類の提出が規定されているが、同法施行規則10条2項や特定適格消費者の認定監督に関するガイドラインでは「例えば」としても体制整備確認書類として議事録の提出は記載されていない。これは、業務計画書や体制整備書類等議事録以外の書類により特定認定の判断が可能と考えられているからである。そのため、適格消費者団体の事務負担の軽減のためには、特定適格消費者団体と同様にそもそも議事録の提出を不要とすべきである。	2	適格消費者団体の認定に際しては申請者の活動内容及び体制整備の状況を十分に審査する必要がある、そのためには議事録の提出が不可欠と考えられることから、原案を維持させていただきます。
15	5. (4)イ④関係	今回の改正前の規定においても、適格消費者団体及び特定適格消費者団体が、国民生活センターや地方公共団体からの情報提供のみを端緒として差止請求関係業務を遂行すべきでないことは明確に示されており、今回の改正は、その原則をより簡明にしたものと考えられ、妥当である。	1	賛同の御意見として承ります。
16	5. (4)イ⑤関係	具体的な差止検討事案を念頭においた情報提供申請において、条件違反又は目的外の情報利用がなされることは考えにくい、国民生活センターから提供される統計的情報について問題となる可能性を否定できないため、これらの情報提供が条件付きでなされたものである以上、その違反に対して一定の不利益処分が課されることはやむを得ないものと考えられる。	1	賛同の御意見として承ります。
特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂案新旧対照表				
17	2. (1)オ関係	詳細な活動実績に関する書類の作成は特定適格消費者団体にとって多大な事務負担となるところ、事務負担軽減の点から簡素化に賛成である。	3	賛同の御意見として承ります。
18	2. (1)オ関係	詳細な活動実績に関する書類の作成は適格消費者団体にとって多大な事務負担となっており、適格消費者団体を母体とする特定適格消費者団体にとっても多大な事務負担となることが当然に想定されていた。そのため、現行規定に比して改善されるという点では評価できる。しかし、特定適格消費者団体は適格消費者団体として消費者契約法第31条第1項により毎事業年度終了後に事業報告書の作成が義務付けられている。事業報告書とは別に新たに活動実績の概要書面を作成が必要となると新たな事務負担となる。そのため、事業報告書をもって活動実績の概要書面に代替できるとすべきである。	3	事業報告書を活動実績の概要書面とすることを禁じているものではなく、各適格消費者団体が、活動実績の概要書面を兼ねることができる事業報告書を作成して提出すれば足りることから、原案を維持させていただきます。
19	5. (3)ウ④関係	今回の改正前の規定においても、適格消費者団体及び特定適格消費者団体が、国民生活センターや地方公共団体からの情報提供のみを端緒として差止請求関係業務を遂行すべきではないことは明確に示されており、今回の改正は、その原則をより簡明にしたものと考えられ、妥当である。	1	賛同の御意見として承ります。
20	5. (3)ウ⑤関係	具体的な差止検討事案を念頭においた情報提供申請において、条件違反又は目的外の情報利用がなされることは考えにくい、国民生活センターから提供される統計的情報について問題となる可能性を否定できないため、これらの情報提供が条件付きでなされたものである以上、その違反に対して一定の不利益処分が課されることはやむを得ないものと考えられる。	1	賛同の御意見として承ります。

## 意見募集で寄せられた意見の概要及びこれに対する考え方

(別紙)

No.	項目	意見の概要	同旨の意見数	考え方
その他				
20	制度一般	多くの被害者を救うため法制度の創設をお願いしたい。	1	消費者団体訴訟制度全体にわたる御意見として、今後の業務の参考とさせていただきます。
21	制度一般	消費者関係の訴訟については、労働審判と同じ様な形で扱うのが消費者にとって望ましいと考える。 消費者訴訟の枠で扱われると、事件の公性が非常に下がるようであり、それは裁判一般の制度として望ましくないものであるとする。 企業の行う不法行為は、裁判では公の場で争う、という事が一定の歯止めになっているものとするが、これが望めなくなる制度は問題である。 一方、労働審判と同じ様な、「和解成立しなかった場合は民事訴訟に移行」であると、訴えも気軽に行え、また公性を確保出来るので、非常に望ましいと考える。 制度について、審判とするよう、考え直していただきたい。	1	消費者団体訴訟制度全体にわたる御意見として、今後の業務の参考とさせていただきます。